

業務及び財産の状況に関する説明書類

第50期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和6年5月31日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 監査法人薄衣佐吉事務所

所在地 東京都文京区本郷2-10-9富士ビル

代表者 河合 洋明

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

・当監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

・当監査法人の沿革

昭和49年12月 東京都中央区において法人設立(前身は薄衣共同公認会計士事務所)

昭和51年3月 主たる事務所を東京都文京区に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

当監査法人は、公認会計士法第1条の3第5項に定める無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、監査証明業務として、金商法・会社法監査業務、公益社団・財団法人監査業務、一般社団・財団法人監査業務等を行っております。また、非監査証明業務として、財務アドバイザー業務、会計・経営指導業務、非営利法人に対する各種支援業務等を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和6年3月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	2 社	2 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	2	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	1	—
⑥ その他の法定監査	4	—
⑦ その他の任意監査	5	—
計	14	2

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	23 社	— 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、「会計の本義を体得し、人類経済秩序の確立のために誠実に努力することを大本とする」を経営理念とし、監査業務の質が優先する事項であるとの前提に立ち、経営方針の立案を行っております。また、パートナーシップとしての価値観、運営にあたっての基本事項は、「パートナーシップ基本要綱」において文書化しております。

経営方針は、社員会において決定されます。また、行動指針を制定し、毎年行われる全体会議において、経営理念及び経営方針とともに、全職員に対して周知徹底が図られます。

② 経営管理に関する措置

社員会は、毎月開催され、経営上の重要事項はすべて社員会にて決議・協議・報告されます。社員会の審議事項や運営方法は、社員会規程において規定しております。また、日常的な意思決定については、社員会において選出された総括代表社員が行っております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人の社員及び職員の職務の遂行が、法令及び定款等に適合することを確保するため、各種規程及びマニュアル等を整備しております。これらは、毎月の頻度で開催される品質管理会議又は研修会等において、社員及び職員への周知徹底が図られます。また、法令遵守を確保するため、

関連する法令等の改正状況について、毎月モニタリングしております。

④ その他

当監査法人は、パートナーシップ制によって経営しており、社員が経営に直接関与し、相互に監視することによって、経営の規律の確保を図っております。

業務品質が向上し、組織が永続・維持発展を図るため、自由闊達な議論と相互啓発・調査研究を行う組織文化の涵養を重視しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務等を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、「監査の品質管理規程」において定め、運用しております。同規程は、社員会において決定され、法令等及び監査の基準の変更を反映して適時に改訂し、保持しております。

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

当監査法人は、監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、当監査法人の「監査の品質管理規程」において、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人及び専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年6月に「独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査しております。また、新規に入所する職員に対しては、入所時に実施するとともに、新規に監査関与先が増えた場合は、全社員及び監査チームの予定メンバーに対して実施しております。監査関与先に対して非監査証明業務を受託する場合には、独立性を阻害するような要因がないかどうかをチェックし、このような要因を許容可能な水準にまで軽減または除去できない場合には、当該業務を受託しません。

大会社等の監査業務については、監査業務の主要な担当者に対して7会計期間のローテーションを義務付けております。大会社等以外の監査業務については、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場合、監査業務の目的、内容及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間などを考慮し、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要性があるかどうかを検討します。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、関与先の誠実性、関連する職業倫理に関する規定の遵守、及び当監査法人の人的資源の確保の状況等を検討し、リスクの程度に応じた適切な承認を受けることを義務付けております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

当監査法人は、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、専門要員の採用に力を入れるとともに、教育・訓練の充実、評価及び選任に関する方針及び手続の充実を図っております。

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理を遵守することを正当に評価し、十分に報いるため、評価制度を整備し、職業倫理を含む勤務態度、業務実績、成長目標に対する到達度等の観点から定期的な人事考課を実施し、その結果に基づき、昇給昇格及び賞与を決定しております。

社員については、経営機能の遂行度合、誠実性・倫理性・社会性を含む経営責任能力、経営成果の観点から定期的に評価を行い、その結果を社員報酬に反映させております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人では、専門能力の維持向上のため、ほぼ毎月の頻度で研修会を開催するのに加え、日本公認会計士協会その他の外部研修会への参加についても積極的に奨励し、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度(CPD)に関しても、履修状況の徹底管理を行っております。また、新規に入所した者に対しては、2週間程度の入所時の研修に加えて、指導を担当する専門職員を選任し、きめ細かい育成を行っております。また、複数年次にわたる育成計画を作成し、計画的な業務経験を通じた育成を図っております。

ウ. その他

(専門要員の採用)

専門要員の採用は、履歴書、論文等の試験、及び複数の社員等による数次にわたる面接結果を慎重に検討の上、決定しております。採用の決定にあたっては、適性、能力及び経験のみならず、当監査法人の経営理念への適合性及び求められる職業倫理を遵守できるかどうかについて評価しております。

(選任)

職業的専門家としての基準及び法令等に従って監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保できる業務執行社員及び補助者を、それぞれの監査業務に選任しております。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、審査担当責任者への事前照会、社員会や当該事項に精通する社員等との討議、その他外部の専門家に対して、適切に専門的な見解の問合せを実施しております。外部の専門

家の利用にあたっては、専門分野ごとの問合せ先を含めた具体的な方針及び手続を定めております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チームは意思疎通を密にし、監査上の判断の相違の生じるおそれがある場合には、専門要員は速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者に事前相談を行い、審査担当者と監査上の判断の相違が生じないように努めることとしております。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行しません。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、社員の中から審査担当責任者を選任し、当該業務に責任者や補助者として関与している場合等の例外を除き、原則として審査担当責任者がすべての監査業務について、監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。監査報告書の発行までに、すべての監査業務に対して審査が行われることを合理的に確保するために、監査報告書交付管理表にて、管理しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

上場会社の監査調書については、年度の最終的な整理完了後速やかに外部倉庫に移送しております。

なお、2024年4月1日以降開始事業年度の上場会社の監査については電子監査調書の導入を予定しておりますが、紙調書がある場合には年度の最終的な整理完了後速やかに外部倉庫に移送することとしております。

オ. その他

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、並びに監査調書としての記録及び保存の方法等が含まれます。品質管理担当責任者は、監査業務の実施に関するすべての方針及び手続を適宜更新し、監査の品質管理規程や監査マニュアル等に反映します。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

品質管理のシステムに関する日常的監視については、当監査法人が定めた監視項目に従い、品質管理担当責任者より毎月開催される社員会及び品質管理会議において報告されます。

監査業務の定期的な検証については、監査業務に関連するリスクや過去の実施結果等を踏まえ

て、対象とする監査業務が選定されます。原則として、品質管理担当責任者が検証を実施しますが、品質管理担当責任者が、対象となる監査業務に関与している業務については、社員会において担当者を選任します。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

業務の品質の管理に関する最終的な責任は総括代表社員が負いますが、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者として、品質管理担当責任者が社員会により選任されます。品質管理担当責任者は、前述の規程及びマニュアル等の策定・更新、利害関係の有無の確認、品質管理システムの監視並びにCPDの履修状況の管理等を主管します。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、監査業務の執行に際し担当外の者が不当な影響を及ぼすことのないよう、担当外の監査業務の執行に不当な影響を及ぼしてはならないこととしております。また、すべての専門要員は、個々の監査業務の遂行への不当な干渉を発見した場合には、いつでも社員会に報告することができます。

なお、当監査法人は、特定社員制度を採用しておりません。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

品質管理レビュー

令和4年12月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の総括代表社員河合洋明は、当監査法人の第50期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の連携(法第 24 条の4又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の連携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	－ 人	6 人

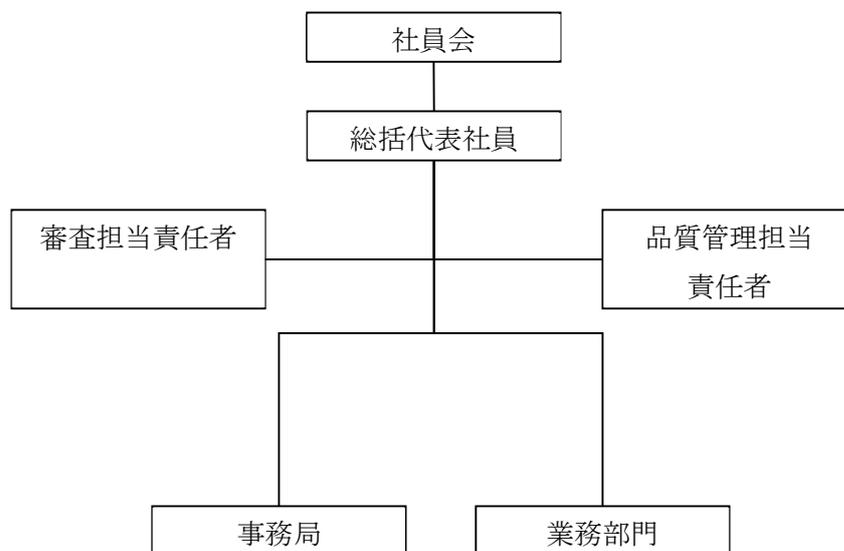
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営上の重要事項の決定・協議・情報共有	6 人	－ 人	6 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数				公認会計士である使用人の数
		社員				
		公認会計士	特定社員	計		
(主) 監査法人 薄衣佐吉事務所	東京都文京区本郷 2-10-9 富士ビル	6 人	－ 人	6 人	1人	
(従) 該当なし						

四. 監査法人の組織の概況



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第49期会計年度 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	第50期会計年度 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
売上高		
監査証明業務	108,525	106,881
非監査証明業務	53,128	50,084
合計	161,653	156,965

2. 直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は、無限責任監査法人のため、添付を省略します。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は、無限責任監査法人のため、添付を省略します。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

児玉化学工業株式会社
株式会社CAPITA